

令和3年度教育講演会 （高梁歴史いろは塾）

令和3年度教育講演会を高梁歴史いろは塾（第3回目）と合同で開催します。なお、参加費は無料で、申し込みは不要です。

日時 令和4年1月22日（土）午後1時30分～3時（午後1時に開場）
場所 高梁市文化交流館3階中ホール

テーマ 日本遺産「ジャパンレツド発祥の地・弁柄べんがらと銅あかがねの町・備中吹屋ふきや」の魅力

講師 市教育委員会 田村啓介たむらけいすけ参与
高梁中央公民館・高梁公民館・高梁地域まちづくり推進委員会
☎21・0180

※高梁歴史いろは塾についての問い合わせは、日本遺産・歴まち推進室 ☎21・0257

司法書士による全国一斉生活保護相談会

岡山県青年司法書士協議会と全国青年司法書士協議会による生活保護に関する電話相談会を開催します。相談は無料です。

日時 令和4年1月30日（日）午前10時～午後4時
電話番号 0120・0521・088（フリーダイヤル）

岡山県青年司法書士協議会司法書士松田修さん ☎086・238・3838

交通事故などで保険証を使用するときは

交通事故、飲食店での食中毒、傷害、他の家の飼い犬に噛まれたときなど、自分以外の第三者加害者の行為によるけがや病気で医療機関などにかかる際の治療費は第三者が支払うのが原則です。保険証を使って受診するときは、「第三者行為による傷病届」を介護医療連携課へ必ず提出してください。傷病届は、かかった医療費を第三者に請求し、適正な給付を図るために必要なものです。

届け出前に第三者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると給付対象外となるので、まずは介護医療連携課へ相談してください。

☎介護医療連携課 ☎21・0258

整骨院・接骨院での保険使用はケガのときだけです

整骨院や接骨院にかかる場合、国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

国民健康保険が使える場合 ○外傷性が明らかになげが原因のある痛み：打撲、ねんざ、骨折、脱臼（応急手当を除き、医師の同意が必要）

国民健康保険が使えない場合
○慢性的な痛みや疾病：腰痛、関節痛、肩こり ○慰安目的：リラクゼーションやマッサージの代わりとして受けたもの ○病院などで同じけがを治療している場合：湿布薬、塗り薬、飲み薬をもらっている期間など

治療を受けるときの注意点

- ① 負傷原因を正確に伝える
 - ② 療養費支給申請書は内容をよく確認してから署名する
 - ③ 領収書を受け取り、保管する
- 医療費の適正化のため、市から調査や訪問を行う場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

☎介護医療連携課 ☎21・0258